

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	所 管			大阪市障がい者施策部障がい支援課		
名 称	子ども安全安心対策事業補助金					
交付先	障がい福祉サービス等事業者					
交付目的	障がい児通所支援事業所のICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムにかかる経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。					
事業の概要	障がい児通所事業所において、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図るため、以下の経費を補助する。 ①ICTを活用した子どもの見守り支援事業 補助率：4/5 補助基準額：200千円（1事業所あたり） ②登降園管理システム支援事業 補助率：4/5 補助基準額：200千円（1事業所あたり：端末購入を行わない場合） 補助基準額：700千円（1事業所あたり：端末購入を行う場合）					
算定額及び積算	①ICTを活用した子どもの見守り支援事業：36事業所×160千円＝5,760千円 ②登降園管理システム支援事業：12事業所×（160千円+400千円）＝6,720千円					
事業開始年度	令和5年度		交付方法	通常払い（補助金額確定後）		
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒	
法律・条例等の名称						
補助率等	補助基準額の4/5（補助基準額は未定）					
財源の有無	国 ☒ (3/4)	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☐		
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒		
交付先の分類	法人					
性質別分類	その他事業補助					
終 期	令和7年度					
公 募	有(提案型) ☐	有(提案型以外) ☐	無 ☒			
市民の参画	有 ☐	無 ☒				
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	障がい児通所事業所において、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図るため、引き続き補助を実施していく必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	国の補助要綱に基づく補助率を設定している。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	障がい児通所事業所における子どもの安全対策を強化するため、補助金の交付が有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	障がい児通所事業所における子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図るため、子どもの安全対策を強化する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	障がい児通所支援事業所における子どもの安全確保。
--------	--------------------------

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号		所 管	福祉局高齢者施策部高齢施設課・高齢福祉課								
名 称	特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕助成										
交付先	社会福祉法人										
交付目的	建設から20年以上経過し老朽化している特別養護老人ホーム(介護保険導入前に建設した施設に限る)・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・生活支援ハウスの大規模修繕に要する費用の一部を補助することより、施設の維持・長寿命化、運営法人の事業の安定化及び利用者サービスの向上を図る。また、補助にあたって、本市福祉施策に寄与することや施設の地域交流・社会貢献等の取り組みを行うことを条件とすることにより、高齢者福祉の推進、地域の重要な社会資源である各施設の公益的な機能の発揮につなげる。										
事業の概要	建設から20年以上経過し、大規模な修繕を必要とする特別養護老人ホーム(介護保険導入前に建設された施設に限る)・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・生活支援ハウスに対し、大規模修繕に要する経費(1施設1回限り)の補助を行う。										
算定額及び積算	補助対象経費287,130千円×3/4×措置期間割合9/20(補助上限)×初年度20%=19,381千円 補助対象経費167,783千円×3/4×措置期間割合6/20(補助上限)×初年度20%=7,550千円 補助対象経費42,000千円×3/4×措置期間割合5/20×初年度20%=1,575千円 補助対象経費76,800千円×3/4×措置期間割合5/20×初年度20%=2,880千円 補助対象経費91,682千円×3/4×措置期間割合3/20×初年度20%=2,063千円 補助対象経費1,230千円×50床×初年度20%=12,300千円 補助対象経費1,230千円×40床×初年度20%=9,840千円 補助対象経費57,609千円×3/4×初年度20%=8,641千円 補助対象経費1,230千円×30床×初年度20%=7,380千円 合計71,610千円										
事業開始年度	令和6年度			通常払い(補助金額確定後)							
根拠規定等	法律	☐	条例	☐	規則	☐	契約・債務負担行為等	☐	要綱	☒	
法律・条例等の名称	(仮称)大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕助成補助金交付要綱										
補助率等	対象経費(大規模修繕工事費・工事事務費)× 補助率3/4 特養は建設後20年時点での介護保険導入(平成12年)後の期間の割合に応じて減額 補助上限 1定員あたり1,230千円										
財源の有無	国	☐	()	府	☐	()	その他(社会福祉振興基金)	☒	()	無	☐
本市以外からの直接補助	国	☐	()	府	☐	()	その他()	☐	()	無	☒
交付先の分類	法人										
性質別分類	施設整備事業補助										
終 期	令和15年度										
公 募	有(提案型)		☐	有(提案型以外)		☐	無				☒
市民の参画	有	☐	無	☒							
再補助の有無	有	☐	無	☒	有の場合 その理由						

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	施設の大規模修繕により施設の長寿命化を進めることで、必要な入所定員を確保し、利用者サービスの向上、施設運営の安定化を図る必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	国、先行他都市の制度を参照し、対象経費、補助率等を定め、補助要綱に明記する。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	社会福祉法人(非営利)が運営する施設に補助することにより、施設的环境整備が促進され高齢者福祉の向上が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	対象事業者に希望調査を行い、希望があった対象事業者のうち建築年数の古い施設から順番に、予算の範囲内で補助を行う。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	大規模修繕整備数…目標値:令和15年度までに特養51施設、養護・軽費等36施設 測定方法:毎年度の整備着手数実績による
--------	--